

大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援 事業費補助申請の手引書

平成 31 年 2 月 25 日

大分県生活環境部循環社会推進課

目 次

【補助金について】	
大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業について	1
はじめにお読みください	2
大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業の流れ	3
補助金の交付申請前の準備について	4
補助金の交付申請から事業の開始まで	5
事業の完了から実績報告まで	6
補助金の請求から支払いまで	7
大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業 Q&A	8
補助金の変更承認申請	9
お問い合わせ先	10
【様式集】	
各種様式と記載例	11
大分県が定める照明器具の PCB 使用安定器の確認調査方法書	30

大分県照明器具PCB使用機器確認支援事業について

1. 補助対象となる事業の内容

大分県内のPCB使用安定器は、ポリ塩化ビフェニルの適正な処理の推進に関する特別措置法により、平成33年(2021年)3月31日までの処分を行うことが義務づけられているが、昭和52年(1977年)3月以前に建築された工作物等には、PCB使用安定器が残置されている可能性があります。

そこで、大分県照明器具PCB使用機器確認支援事業では、「昭和52年(1977年)3月以前に建てられたすべての工作物等の照明器具の安定器について、PCB使用安定器かどうかを、電気工事業者等に委託して確認する事業」を補助の対象にしています。

2. 補助対象の条件

以下の3つの要件をすべて満たす事業が、補助の対象になります。

- (1) 敷地内に存在するすべての照明器具(※ 外灯を含む)について、PCBが含有された安定器が使われていないかを確認すること。
- (2) 電気関係の専門家である電気工事業者等に委託して行うこと(※ 自ら調査を行う場合は、補助対象になりません)。
- (3) 大分県が定める方法により、調査を行うこと。



3. 補助率と補助金の上限額(1事業所あたり)

補助率 1/2以内

上限額

10万円

例1: 調査委託料が12万円の場合
調査委託料の2分の1である6万円を補助します。

例2: 調査委託料が30万円の場合
上限額の10万円を補助します。

4. 対象になる費用

調査委託料

はじめにお読みください



補助金の申請前に、次の項目をすべてチェックしてください。

	内 容	チェック
1	既に調査に着手していませんか？ ⇒申請前に調査を実施場合は、補助の対象になりません。	<input type="checkbox"/>
2	電気工事業者等に委託して実施する予定ですか？ ⇒自ら調査をする場合は、補助の対象になりません。	<input type="checkbox"/>
3	委託しようとする電気事業者等が、「大分県が定める照明器具のPCB使用安定器の確認調査方法書」に基づいた調査ができるか確認していますか？ ⇒大分県が定める方法書と違う方法で調査をした場合は、補助の対象にはなりません。	<input type="checkbox"/>
4	【重要】 補助金の審査には時間がかかります。	<input type="checkbox"/>

大分県照明器具PCB使用機器確認支援事業の流れ

1. 電気工事業者から見積書を入手

4ページ

～1か月以上前

「大分県で定める照明器具のPCB使用安定器の確認調査方法書」に基づく調査ができる電気工事業者、電気設備業者、建設業者等を探して、見積書をもらってください。

※ 調査ができる電気工事業者が分からない場合は、大分県電気工事業工業組合 (TEL: 097-568-2146) にお問い合わせください。



「今なにをしなければ
ならないのか」を
チェックしましょう！

2. 補助金の交付申請

5ページ

～1か月前

補助金交付申請書を県に提出します。申請書の書き方が分からない場合は、県の担当者に聞いてください。電子メールなどで申請書類のやりとりをすると、スムーズに事務が進みます。

3. 調査の実施

県から「補助金を出すことが決まりました」という決定通知がきたら、電気工事業者に依頼して調査を実施してください。

4. 実績報告

6ページ

「調査が終わりました」という報告作業です。報告書の書き方が分からない場合は、県の担当者に相談してください。

5. 補助金の請求～支払い

7ページ

～30日後

県から「補助金の額を確定します」という確定通知がきたら、補助金を県に請求します。補助金がお支払いできるまで少し時間がかかります。

おおまかな流れ

1. 見積書の入手

2. 補助金の交付申請

交付決定

3. 調査の実施

4. 実績報告

確定通知

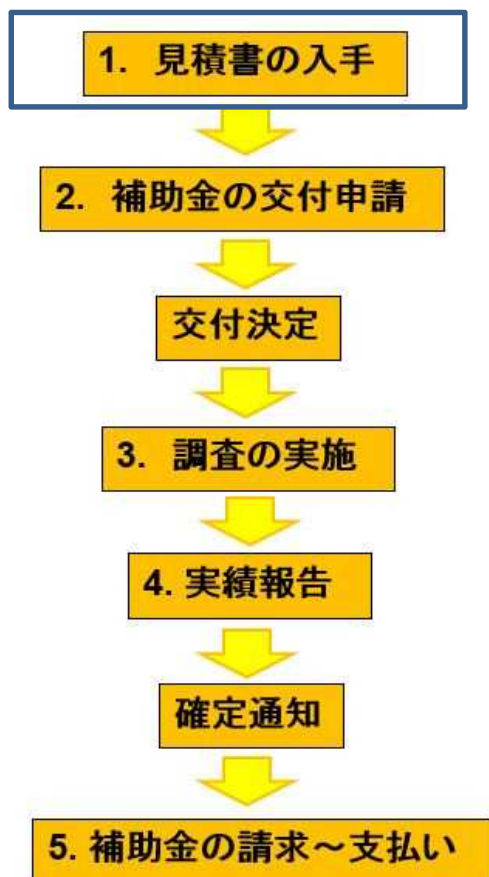
5. 補助金の請求～支払い

補助金の交付申請前の準備について

1. 電気工事業者から見積書を入手

- 「大分県で定める照明器具のPCB使用安定器の確認調査方法書」に基づいて調査を行うことができる電気工事業者を探してください。
- ※ 電気工事業者については、大分県電気工事業工業組合 (TEL : 097-568-2146) にお問い合わせください。

- 敷地内にある外灯(水銀灯など)についても、もれなく調査が必要な旨を伝えてください。



補助金の交付申請から事業の開始まで

2. 補助金の交付申請

○提出書類

- ① 補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 事業計画書(第2号様式)
 - ・ 委託事業者の見積書等の写し
 - ・ 敷地内の配置図
 - ・ 工作物の図面
- ③ 収支予算書(第3号様式)

○提出期限

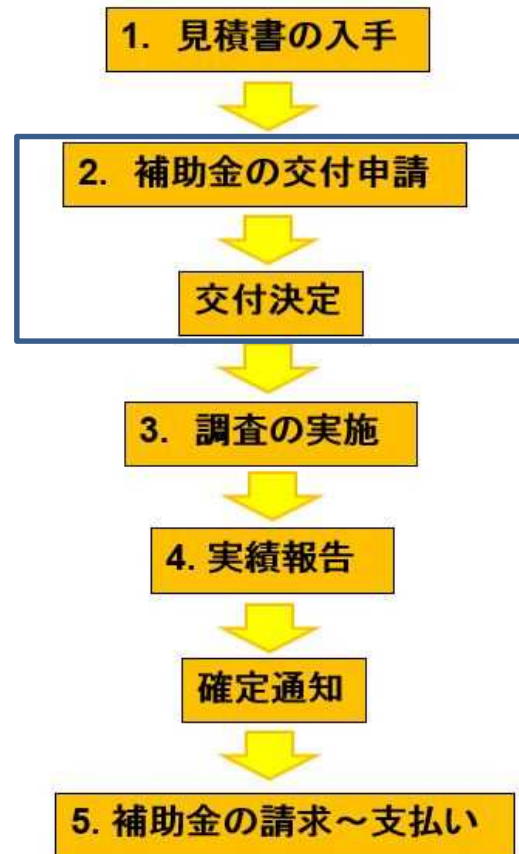
できるだけ早めに
(1か月前を目安にしてください。)

○審査期間

1か月程度

○審査後に届く書類

補助金交付決定通知書(第6号様式)



申請のポイント

① 記入例をご活用ください。

申請書の書き方はわかりづらいので、ホームページに公開している記入例を活用してください。

また、書き方がわからないときは、県の担当者に相談してください。



ご注意!

交付決定の通知が届くまでに調査に着手した場合は、補助の対象になりません。
必ずこのステップを終えてから事業に着手してください。
また、補助金は後払いであることに注意してください。

事業の完了から実績報告まで

4. 事業の実績報告

「調査をこのように実施しました。」
という完了の報告です。

○提出書類

- ① 実績報告書(第7号様式)
- ② 事業実績書(第8号様式)
- ③ 収支精算書(第9号様式)
 - ・領収書または請求書の写し
 - ・照明器具のラベル又は安定器の銘板写真
 - ・安定器の調査結果を記載した書類

○提出期限

事業が完了した日から30日を経過した日、
または翌年度の4月20日のうちどちらか早い日まで
に提出しなければいけません。

- 例) ・8月20日に事業が完了した場合
→ 9月19日まで
- ・3月31日(年度末)に事業が完了した場合
→ 翌年度の4月20日まで

○審査期間

1か月程度

○審査後に届く書類

補助金の額の確定通知書(第10号様式)

1. 見積書の入手

2. 補助金の交付申請

交付決定

3. 調査の実施

4. 実績報告

確定通知

5. 補助金の請求～支払い

報告のポイント

①支払いに関する書類を準備!

領収書・請求書をなくさないようにしてください。
(コピー可)

②写真と調査結果は必ず保存しておく!

きちんと調査した証拠になりますので
委託業者から受け取ってください。



ご注意!

①請求書などの宛名は申請者名義に
なっていないとダメです。

補助金の請求から支払いまで

5. 補助金の請求～支払い

○提出書類

- ・補助金交付請求書(第11号様式)



○提出期限

補助金額の確定通知書を受け取った後、速やかに

○補助金支払いまでの期間

1か月程度

補助金支払い後に届く通知はありません。
支払いが終わったかどうか気になるときは、
県の担当者におたずねください。

1. 見積書の入手

2. 補助金の交付申請

交付決定

3. 調査の実施

4. 実績報告

確定通知

5. 補助金の請求～支払い

よくある失敗と県からのお願い

失敗事例1 領収証などをなくしてしまった！

⇒ **領収証などが無い場合、その金額分はお支払いする補助金から減額されます。**

失敗事例2 写真を撮り忘れた！

⇒ **活動したことが証明できない場合、補助金を受けられないことがあります。**

お願い



お支払いする補助金は、皆さまからの大切な税金で成り立っています。そのため、きちんとした手続が必要ですし、時間もかかります。事業については、なるべく柔軟な対応ができるように改善していきますが、こうした手続がなければ補助金の交付が受けられないことをご理解いただき、適切な公金支出にご協力をお願いいたします。



大分県照明器具PCB使用機器確認支援事業 Q&A



問1. 補助金申請の期限はありますか？

答1. 事業の実施前に申請されるのであれば、年度内いつでも申請可能です。
ただし、年度末付近の申請はお断りする可能性もありますので、一度ご相談ください。

問2. 代理の人が申請の手続をしても良いですか？

答2. 構いません。ただし、申請書に記載するお名前やご印鑑は、申請者のものをお使いください。
(団体としてのご印鑑をお持ちでしたら、そちらをご利用ください。)

問3. 県内に支店が5店舗あるのですが、5店舗それぞれ申請することができますか？

答3. 申請は事業所単位で行うことができます。
5店舗が別の敷地にあるのであれば、5店舗それぞれ申請することができます。



このQ&Aにあることがすべてではありません。
迷ったときは県の担当者によく相談するようお願いします。
また、いただいた質問に合わせてこのQ&Aも更新します。

補助金の変更承認申請



次のようなときには変更の申請が必要です。
・補助金額が交付決定を受けた額から変わるとき

例えば・・・

○交付決定額は10万円だったが、事業を実施すると事業費が12万円になった。

1. 補助金の変更承認申請

要相談！

○提出書類

- ①変更承認申請書（第4号様式）
- ②事業計画書（第2号様式）
- ③収支予算書（第3号様式）
- ・その他提出を指示された書類

○提出期限

変更が生じたとき（※必ず事業の完了前までに）

○審査期間

1か月程度

○審査後に届く書類

補助金交付決定通知書（第6号様式）

「〇〇を変更しましたので、交付決定内容を変更してください」という申請作業です。

お問い合わせ先

この事業に関するお問い合わせ・書類の提出先

大分県生活環境部

循環社会推進課 計画・調整班 担当者

〒870-8501

大分市大手町3-1-1(大分県庁別館5階)

電話：097-506-3127(直通)

FAX：097-506-1748

Mail：a13410@pref.oita.lg.jp

様式集

ここに掲載されている様式は、大分県のホームページにも掲載されています。
大分県のホームページで、「PCB」「補助金」と入力して検索してみてください。

申請の手続き	必要書類	書類の概要	様式	記載例
補助金交付申請	補助金交付申請書(第1号様式)	補助金の交付申請を行う際に使用する書類	第1号様式	記載例
	事業計画書(第2号様式)	調査の概要を記載する書類	第2号様式	記載例
	・委託事業者の見積書等の写し	調査に必要な金額を明らかにする書類(※ 補助対象金額を算出するために使用します)	-	記載例
	・敷地内の配置図	敷地内の配置図	-	記載例
	・対象となる工作物の図面	工作物の図面	-	
	収支予算書(第3号様式)	調査にかかる費用と、その費用の調達方法を記載する書類	第3号様式	記載例
実績報告	実績報告書(第7号様式)	実績報告を行う際に使用する書類	第7号様式	記載例
	事業実績書(第8号様式)	調査結果の概要を報告する書類	第8号様式	記載例
	収支精算書(第9号様式)	調査にかかった費用と、その費用の調達方法を記載する書類	第9号様式	記載例
	・領収書又は請求書の写し	調査にかかった費用を明らかにする書類	-	-
	・照明器具のラベルの写真	調査の際に撮影した照明器具のラベルの写真	-	記載例
	・安定器の銘板写真	調査の際に撮影した安定器の銘板の写真	-	
・安定器の調査結果を記載した書類	調査結果を記載した書類	-		
請求書	請求書(第11号様式)	県に補助金を請求する際に使用する書類	第11号様式	記載例

第1号様式(第3条関係)

年度大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住所
氏名又は名称
(団体にあつては代表者の職氏名) 印

電話番号
電子メール

年度において、下記のとおり大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

敷地内に存在する全ての照明器具に PCB 使用安定器が使われていないかを電気工事業者に委託して確認し、PCB 使用安定器の期限内処理に資することを目的とする。

2 事業完了予定年月日

年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

平成30年度大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業費補助金交付申請書

平成30年7月3日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

代表者印を押印してください。
(※ 丸印を優先して押印)

申請者 住所 大分市大手町3丁目1番1号
氏名又は名称 株式会社大分
代表取締役 杜野 隅三 印
電話番号 097-506-3128
電子メール a13410@pref.oita.lg.jp

補助金の交付金額を記入して
ください。
(委託料金の半額、最大10万円)

平成30年度において、下記のとおり大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業を実施したいので、補助金100,000円を交付されるよう、大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

敷地内に存在する全ての照明器具に PCB 使用安定器が使われていないかを電気工事業者に委託して確認し、PCB 使用安定器の期限内処理に資することを目的とする。

2 事業完了予定年月日
平成30年12月28日

年度内(平成31年3月31日)に調査
が完了するようにしてください。

3 添付書類

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

第2号様式(第3条関係)

事業計画書

1 事業実施計画

対象となる工作物等の名称	
対象となる工作物等の設置場所	大分県
工作物等の設置年月	年 月
補助対象機器の台数	蛍光灯安定器 台 水銀灯安定器 台
事業完了予定年月日	年 月 日

2 事業費の内訳

科目		金額
事業費の内訳	調査委託料	円
	その他 ()	円
小計(消費税抜き)		円
	消費税額	円
合計額(消費税込み)		円

3 添付資料

- (1) 委託業者の見積書等の写し(対象機器の台数が明記されているもの)
- (2) 対象となる工作物が設置されている敷地の配置図
- (3) 対象となる工作物の図面(階層ごとの対象機器の台数が明記されているもの)

第2号様式の記載例

第2号様式(第3条関係)

事業計画書

1 事業実施計画

対象となる工作物等の名称	大分県株式会社大分事業所	対象となる建物の名前を記入してください。
対象となる工作物等の設置場所	大分県大分市大手町3丁目1番1号	
工作物等の設置年月	昭和49年12月	地番が分かれば、地番を優先して記入してください。地番が分からない場合は、住居表示された住所を記載しても差し支えありません。
補助対象機器の台数	蛍光灯安定器 58 台 水銀灯安定器 2 台	
事業完了予定年月日	平成30年12月28日	調査対象器具の台数は正確に記入してください。

2 事業費の内訳

科目		金額
事業費の内訳	調査委託料	300,000 円
	その他 ()	円
小計(消費税抜き)		円
	消費税額	24,000 円
合計額(消費税込み)		324,000 円

3 添付資料

- (1) 委託業者の見積書等の写し(対象機器の台数が明記されているもの)
- (2) 対象となる工作物が設置されている敷地の配置図
- (3) 対象となる工作物の図面(階層ごとの対象機器の台数が明記されているもの)

見積書サンプル

必要事項が記入されていれば、どのような様式を使用しても問題ありません。

見積書番号 ■■■■■■
平成 30 年 6 月 30 日

御 見 積 書

代表者印を押印してください。
(※ 丸印を優先して押印)

株式会社大分 御中

●●●●電気株式会社
代表取締役 △△△△ 印

下記のとおり、御見積申し上げます。

件 名：大分県株式会社大分事業所における照明器具の PCB 使用安定器調査
工事場所：大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

御見積金額 300,000 円(消費税抜き)
支払い条件 月末締め翌月払い
見積有効期限 90 日間

補助金交付申請時に見積書が有効である必要があります。

必ず照明器具の階層ごとの安定器の数量を明記してください。

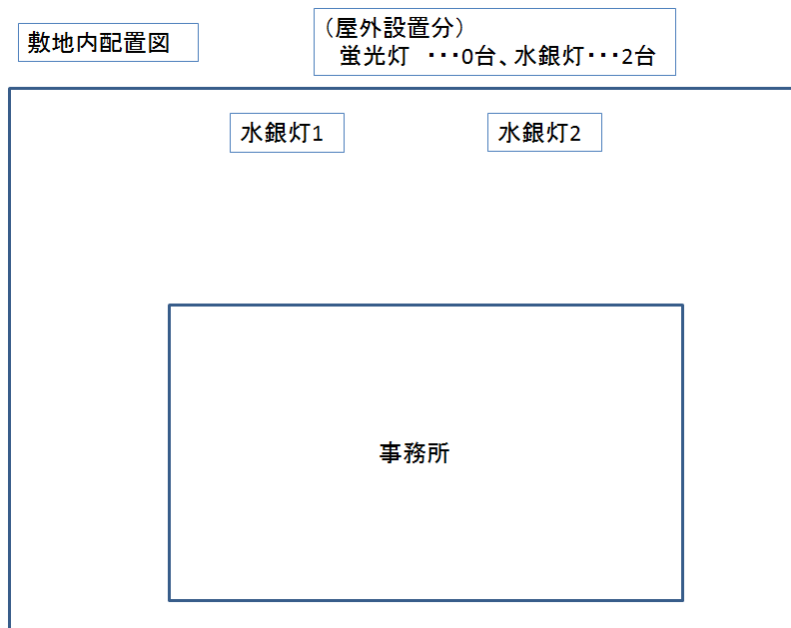
区分	内容	内訳	数量	単位	単価	金額
	PCB 調査費	蛍光灯安定器 (1 階)	30	台	5,000	150,000
		蛍光灯安定器 (2 階)	27	台	5,000	135,000
		蛍光灯安定器 (3 階)	1	台	5,000	5,000
		水銀灯安定器 (屋外)	2	台	5,000	10,000
					小計	300,000
					消費税	24,000
					合計	324,000

対象の照明器具がどこにあるのかを忘れずに明記してください。
階段やエレベーター内に対象器具がある場合は、別に欄を設けて記載してください。

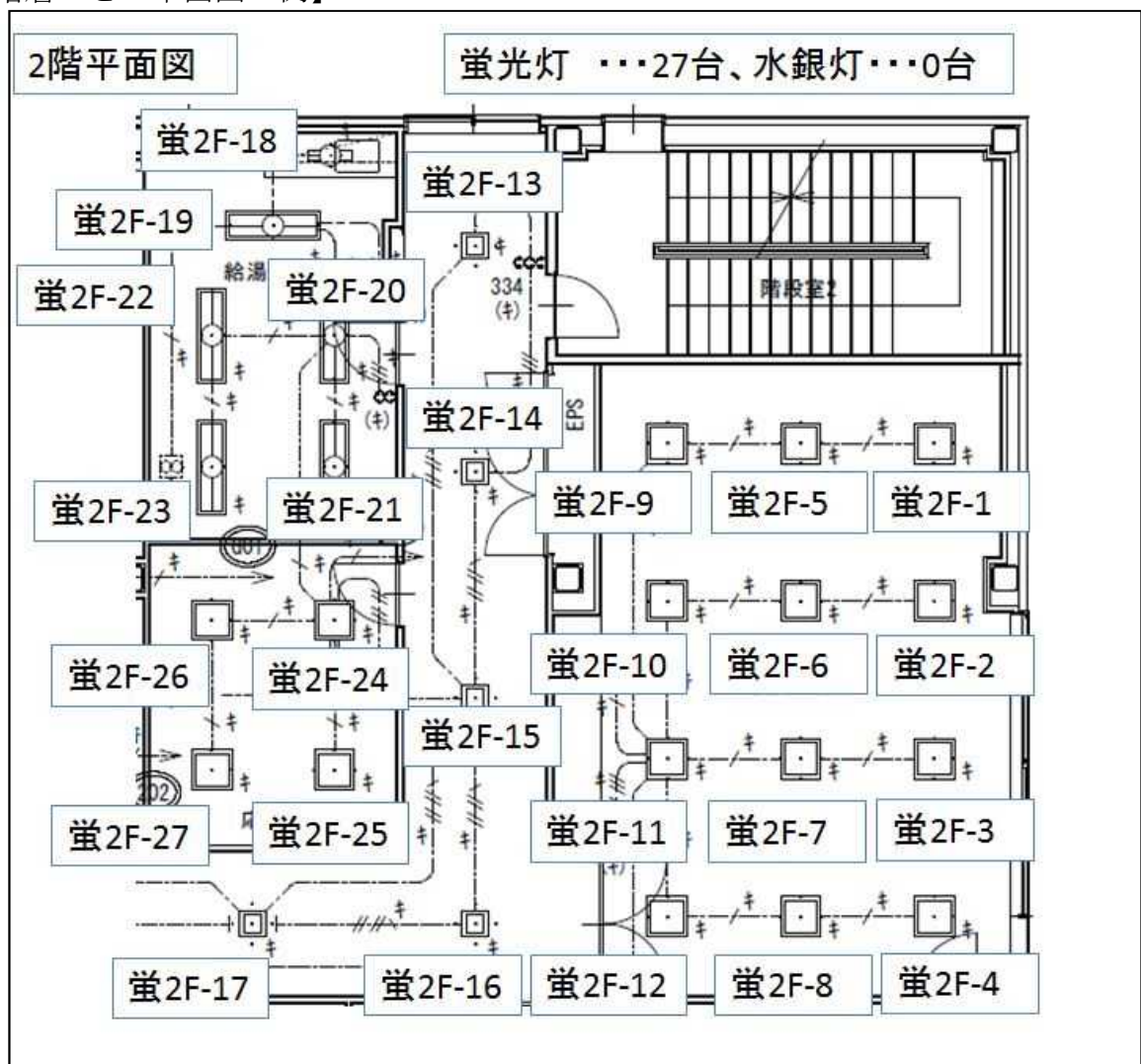
当社は、消費税法上の課税事業者です。

消費税法上の課税事業者かどうか分かるようにしてください。

【敷地内配置図の例】



【階層ごとの平面図の例】



第3号様式(第3条関係)

収 支 予 算 書

1 収入

項目	予算額	備考
県費補助金	円	
計	円	

2 支出

項目	予算額	備考
調査委託料	円	
計	円	

第3号様式の記載例

第3号様式(第3条関係)

収支予算書

県の補助金額(調査費用の半額、上限100,000円)を記入してください。

1 収入

項目	予算額	備考
県費補助金	100,000 円	
自己資金	224,000 円	調査費用の残りを、誰のお金で支払う予定であるかを記入してください。
計	324,000 円	

調査費用の見積額を記入してください。

2 支出

項目	予算額	備考
調査委託料	324,000 円	調査費用の見積額を記入してください。
計	324,000 円	

調査費用の見積額を記入してください。

第7号様式(第9条関係)

年度大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者

住所

氏名又は名称

(団体にあつては代表者の職氏名)

印

電話番号

電子メール

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた 年度大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業について、下記のとおり実施したので、大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日

3 添付資料

- (1) 事業実績書(第8号様式)
- (2) 収支精算書(第9号様式)
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) 照明器具のラベル又は安定器の銘板写真
- (5) 安定器調査結果を記載した書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

第7号様式の記載例

第7号様式(第9条関係)

平成30年度大分県照明器具PCB使用機器確認支援事業費補助金実績報告書

平成30年12月25日

代表者印を押印してください。
(丸印を優先してください。)

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

申請者 住所 大分市大手町3丁目1番1号
氏名又は名称 株式会社大分
代表取締役 杜野 隅三 印

電話番号 097-506-3128
電子メール a13410@pref.oita.lg.jp

交付決定通知書の日付と
文書番号を入力します。

平成30年8月17日付け循推第876号で交付決定通知のあった平成30年度大分県照明器具PCB使用機器確認支援事業について、下記のとおり実施したので、大分県照明器具PCB使用機器確認支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

敷地内に存在する全ての照明器具にPCB使用安定器が使われていないかを電気工事業者に委託して確認した結果、PCB使用安定器が存在することが確認された。

2 事業完了年月日
平成30年12月20日

PCB使用安定器の調査が終了した
年月日を入力してください。

3 添付資料

- (1) 事業実績書(第8号様式)
- (2) 収支精算書(第9号様式)
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) 照明器具のラベル又は安定器の銘板写真
- (5) 安定器調査結果を記載した書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

(参考様式) 安定器のラベル写真添付用様式

申請者の氏名又は名称	
工作物等の所在地	
写真の撮影日	

機器の番号
※ 安定器のラベルを撮影した写真を添付してください。

機器の番号
※ 安定器のラベルを撮影した写真を添付してください。

機器の番号
※ 安定器のラベルを撮影した写真を添付してください。

機器の番号
※ 安定器のラベルを撮影した写真を添付してください。

機器の番号
※ 安定器のラベルを撮影した写真を添付してください。

機器の番号
※ 安定器のラベルを撮影した写真を添付してください。

記載例です。

申請者の氏名又は名称	大分県株式会社
工作物等の所在地	大分市大手町3丁目1番1号
調査者の氏名	第1種電気主任技術者 杜野 隅三

付与した番号	照明器具の種類	型番	製造年月	製造番号	製造者名	力率	○ PCB使用安定器 × PCB使用安定器ではない	保管中・使用中の別	備考
水銀灯1	水銀灯	●●	昭和47年3月	○×■△	●●株式会社		○	使用中	
水銀灯2	水銀灯	●●	昭和47年3月	×○△■	●●株式会社		○	使用中	
蛍1F-1	蛍光灯	△△	昭和53年1月	×△○□	□□株式会社		×	使用中	
.....									
蛍2F-1	蛍光灯	●△	昭和53年1月	×□○△	○○△有限公司		×	使用中	
蛍2F-2	蛍光灯	●△	昭和53年1月	△○□×	○○△有限公司		×	使用中	
蛍2F-3	蛍光灯	■■	昭和43年	■○×△	■△○有限公司	0.5	×	使用中	力率から判定
.....									
蛍2F-27	蛍光灯	■□	読み取れない	読み取れない	読み取れない	-	○	使用中	PCBみなし機器
蛍3F-1	蛍光灯	△△○	昭和43年3月	×■○○●	△△株式会社	0.9	○	保管中	3F倉庫内に保管中

第8号様式(第9条関係)

事業実績書

1 事業の実績

補助対象機器の台数	蛍光灯安定器	台
	水銀灯安定器	台
事業完了年月日	年	月 日

2 事業費の内訳

科目		金額
事業費の内訳	調査委託料	円
	その他 ()	円
小計(消費税抜き)		円
	消費税額	円
合計額(消費税込み)		円

第8号様式の記載例

第8号様式(第9条関係)

事業実績書

1 事業の実績

補助対象機器の台数	蛍光灯安定器	58	台
	水銀灯安定器	2	台
事業完了年月日	平成30年12月20日		

調査を行ったPCB使用安定器の台数を記入してください。

PCB使用安定器の調査が終了した年月日を入力してください。

2 事業費の内訳

科目		金額
事業費の内訳	調査委託料	300,000 円
	その他 ()	円
小計(消費税抜き)		300,000 円
	消費税額	24,000 円
合計額(消費税込み)		324,400 円

調査費用の請求書に記載された金額を記入してください

調査費用の請求書に記載された金額を記入してください

収 支 精 算 書

1 収入

項目	精算額	予算額	増減 (精算額-予算額)	備考
県費補助金	円	円	円	
計				

2 支出

項目	精算額	予算額	増減 (精算額-予算額)	備考
調査委託料	円	円	円	
計				

第9号様式の記載例

第9号様式(第9条関係)

収 支 精 算 書

交付決定通知書に記載された
県の補助金額を記載してください。

「予算額」の欄には、補助金交付申請
時に提出した収支予算書(第3号様式)と
同じ金額を記入してください。

1 収入

項目	精算額	予算額	増減 (精算額-予算額)	備考
県費補助金	100,000 円	100,000 円	0 円	
自己資金	224,000 円	224,000 円	0 円	
計	324,000 円	324,000 円	0 円	

実際の調査にかかった費用から
交付決定通知書に記載された金額
を引いたお金を誰のお金で調達し
たのかを記入してください。

調査費用の請求書に記載された
金額を記入してください

調査費用の請求書に記載された
金額を記入してください

「予算額」の欄には、補助金交付申請
時に提出した収支予算書(第3号様式)と
同じ金額を記入してください。

2 支出

項目	精算額	予算額	増減 (精算額-予算額)	備考
調査委託料	324,000 円	324,000 円	0 円	
計	324,000 円	324,000 円	0 円	

第 11 号様式(第 11 条関係)

平成 30 年度大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

申請者 住所
氏名又は名称
(団体にあつては代表者の職氏名) 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた平成 30 年度大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業費補助金について、精算払の方法により交付されるよう、次のとおり大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により請求します。

補助金請求額		
振込先口座情報	銀行 農協 信用金庫 支店	
	口座種別	当座 ・ 普通 ・ その他()
	口座番号 (フリガナ)	
	口座名義	

第11号様式の記載例

第 11 号様式(第 11 条関係)

平成 30 年度大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業費補助金交付請求書

平成 31 年 1 月 18 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

代表者印を押印してください。
(丸印を優先してください。)

申請者 住所 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
氏名又は名称 株式会社大分
代表取締役 杜野 隅三 印

交付決定通知書の日付と
文書番号を入力します。

平成 30 年 8 月 17 日付け循推第 876 号で交付決定通知のあった平成 30 年度大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業費補助金について、精算払の方法により交付されるよう、次のとおり大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により請求します。

補助金請求額	100,000 円	
振込先口座情報	大分銀行大分支店	
	口座種別	当座 ・ 普通 ・ その他()
	口座番号	××××××
	(フリガナ) 口座名義	カブシキガイシャオオイタ 株式会社大分 代表取締役 杜野 隅三

参考：

大分県が定める照明器具
の PCB 使用安定器の確認
調査方法書

1 趣旨

この方法書は、大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業補助金交付要領第 3 条に基づいて調査を実施する際の具体的な方法を定めるものである。

2 PCB 使用安定器の概要

(1) PCB について

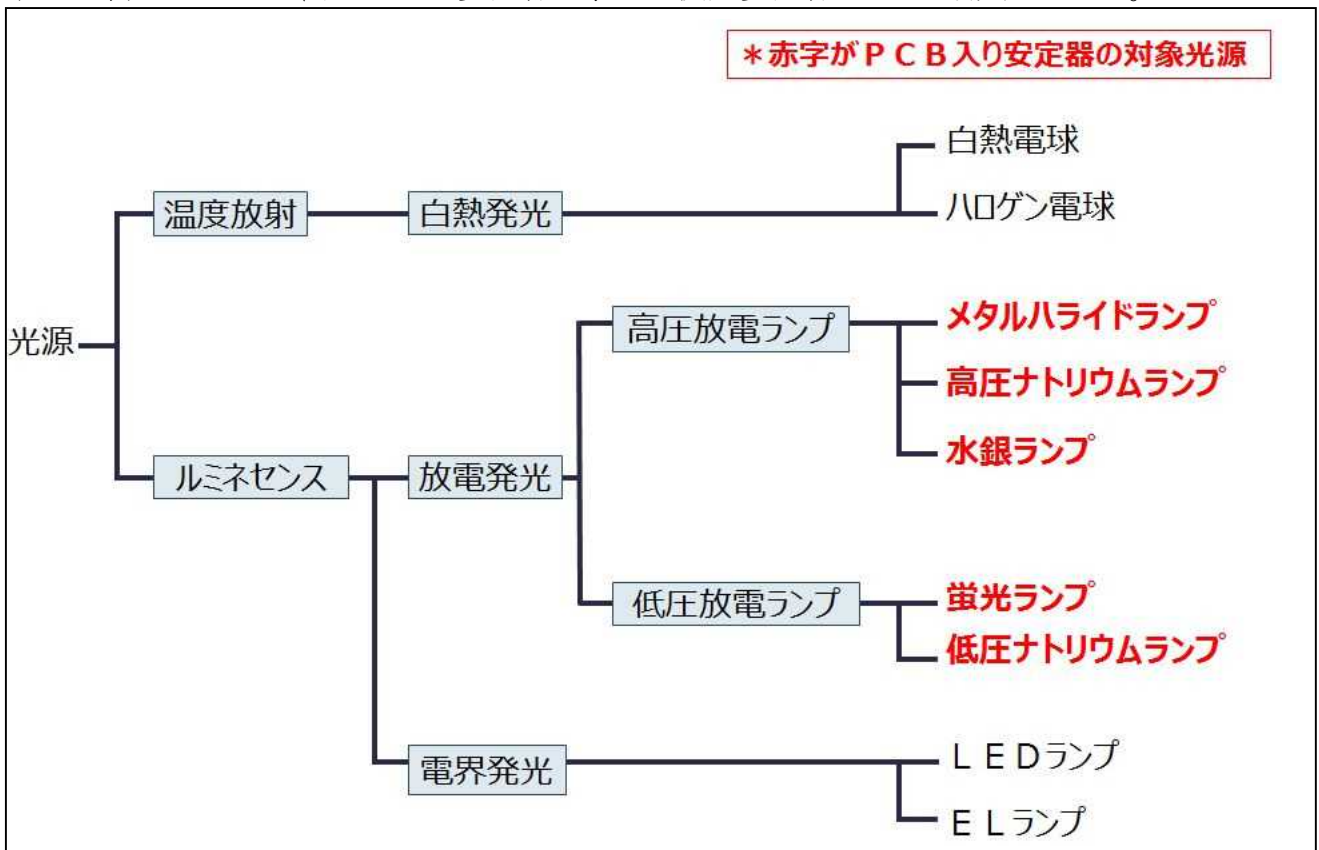
PCB は、燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、変圧器(トランス)やコンデンサー、照明器具の安定器等の電気機器の絶縁油をはじめとした幅広い分野で使用されていたが、昭和 43 年(1968 年)に発生したカネミ油症を契機にその有害性が広く知られるようになったため、昭和 47 年(1972 年)以降は、製造や新たな使用が禁止された。

(2) 安定器について

放電ランプの発光を安定化させるための装置で、蛍光灯安定器、ナトリウム灯安定器、水銀灯安定器などの種類がある。

(3) PCB 使用安定器について

放電ランプ用として製造された安定器のうち、昭和 32 年(1957 年)1 月から昭和 47 年(1972 年)8 月までに製造された安定器は、PCB 使用安定器である可能性がある。



PCB使用安定器を使用した照明器具

(昭和32年1月～昭和47年8月までに製造された、以下の器具の一部に使用)



※日本照明工業会HPより

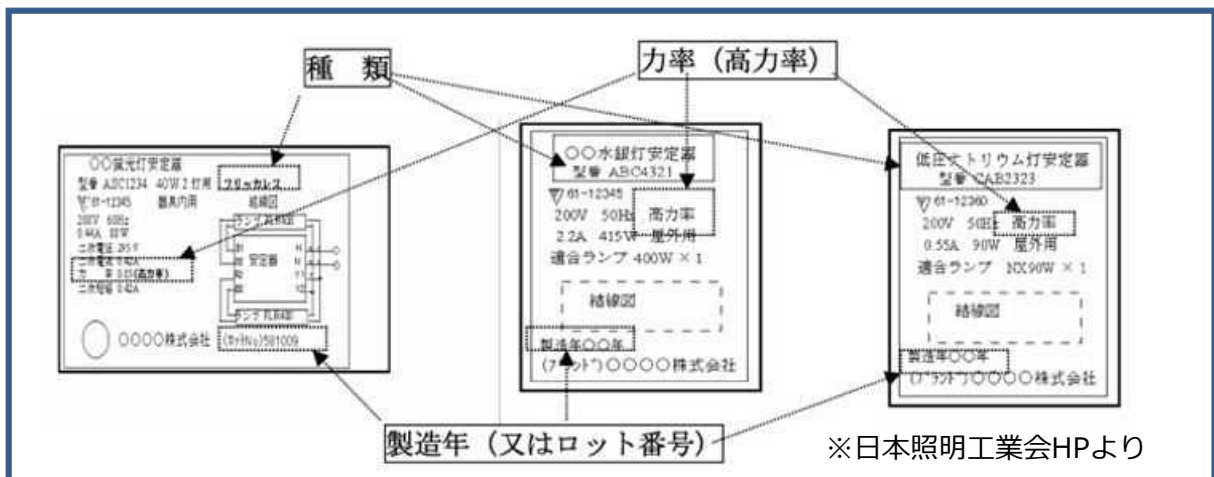
蛍光灯器具は、磁気式安定器が対象です。インバータ（電子）式安定器には、PCBは使用されておりません。また、一般家庭用の蛍光灯器具にはPCBは使用されていません。



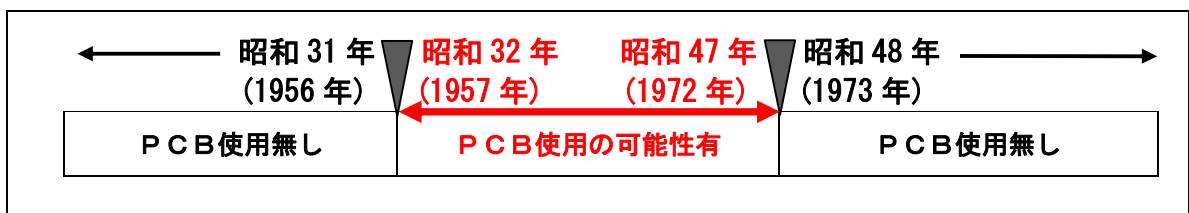
安定器の種類によりPCBコンデンサが使われています。安定器の種類等は「銘板」で確認できます。



「PCB使用安定器であるか否か」については、ラベルに記載された内容（製造者名・種類・力率・製造年月など）から判定できる場合がある。



※日本照明工業会HPより



3 本事業の範囲について

大分県内の PCB 使用安定器は、ポリ塩化ビフェニルの適正な処理の推進に関する特別措置法により、平成 33 年 3 月 31 日までの処分を行うことが義務づけられている。

昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された工作物等には、PCB 使用安定器が残置されている可能性がある。本事業では、処分期限内の確実な処分に資するため、昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建てられたすべての工作物等の照明器具の安定器について、PCB 使用安定器かどうかを調査して確認を行う事業を対象とする。

4 具体的な調査方法

(1) 工作物等の建築年月の確認

工作物等の所有者からの聞き取り等により、昭和 52 年(1977)年 3 月以前に建てられた工作物であるか否かを確認する。昭和 52 年(1977)年 4 月以降に建てられた工作物等であれば、PCB 使用安定器は使用されていないので、調査は不要である。

(2) 設計図書の入手

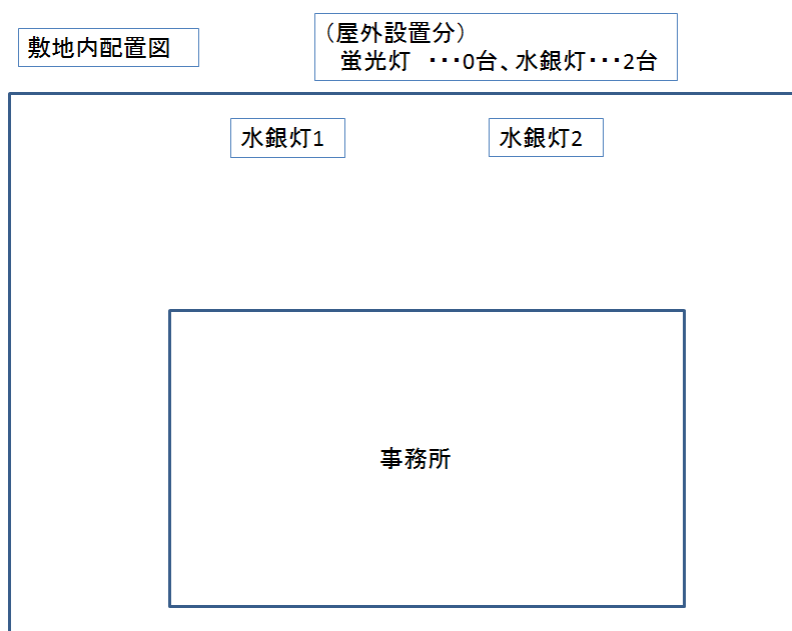
敷地内の配置図と工作物の具体的な構造が記載されたしゅん工図書等を入手する。しゅん工図書等が入手できない場合は、工作物の所有者からの聞き取りや現地調査により、敷地の配置図及び建物の階層ごとのおおまかな平面図を作成する。

(3) 照明器具の使用場所の把握

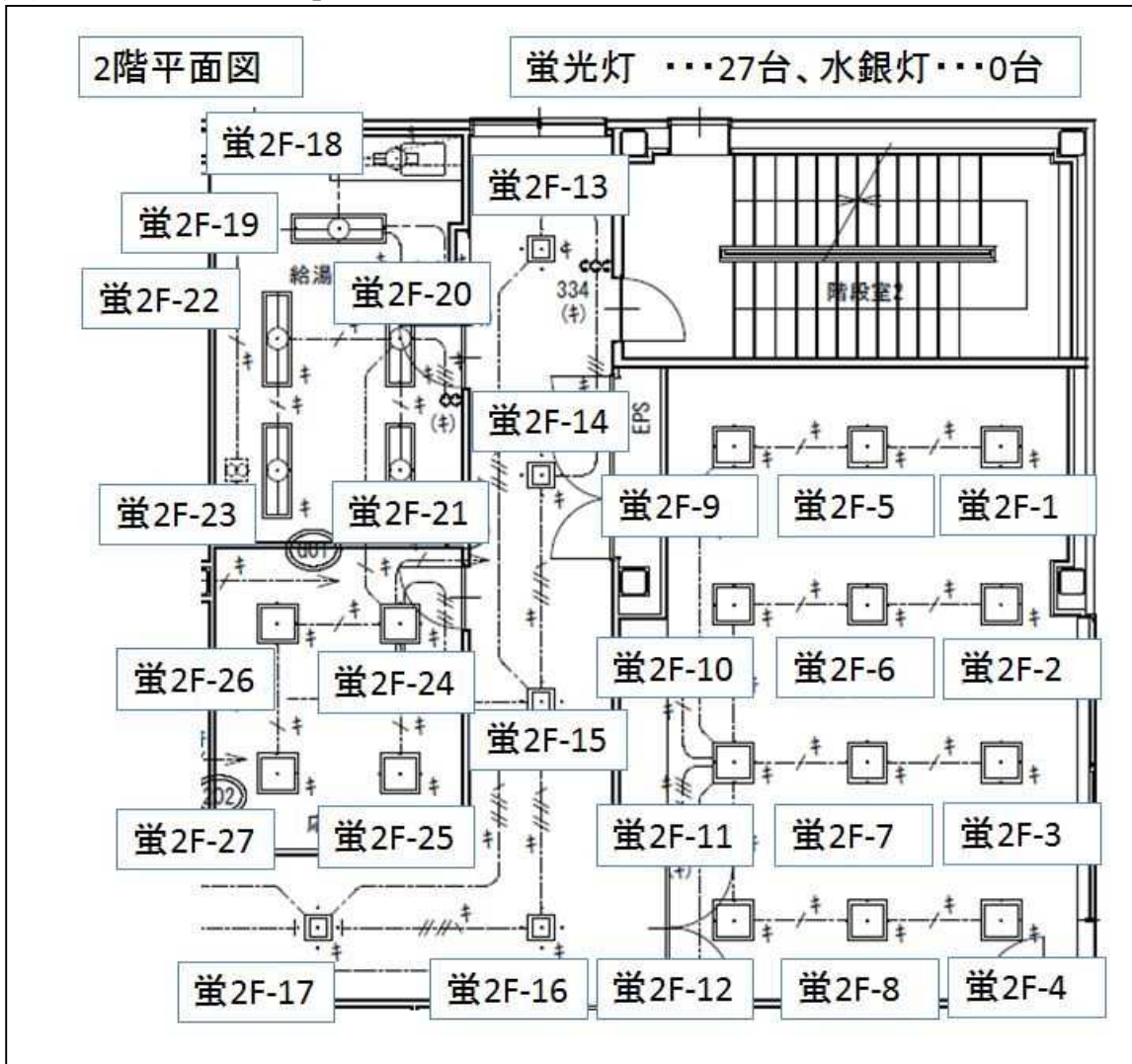
(2) で用意した図面を元に現地調査を行い、工作物等のどこに照明器具が使用されているかを確認して、図面にプロットする。この際、照明器具ごとに整理番号を付けて管理すること。

また、敷地内に存在する水銀灯等についても、プロットしておくこと。

【敷地内配置図の例】



【階層ごとの平面図の例】



【一覧表の作成例】

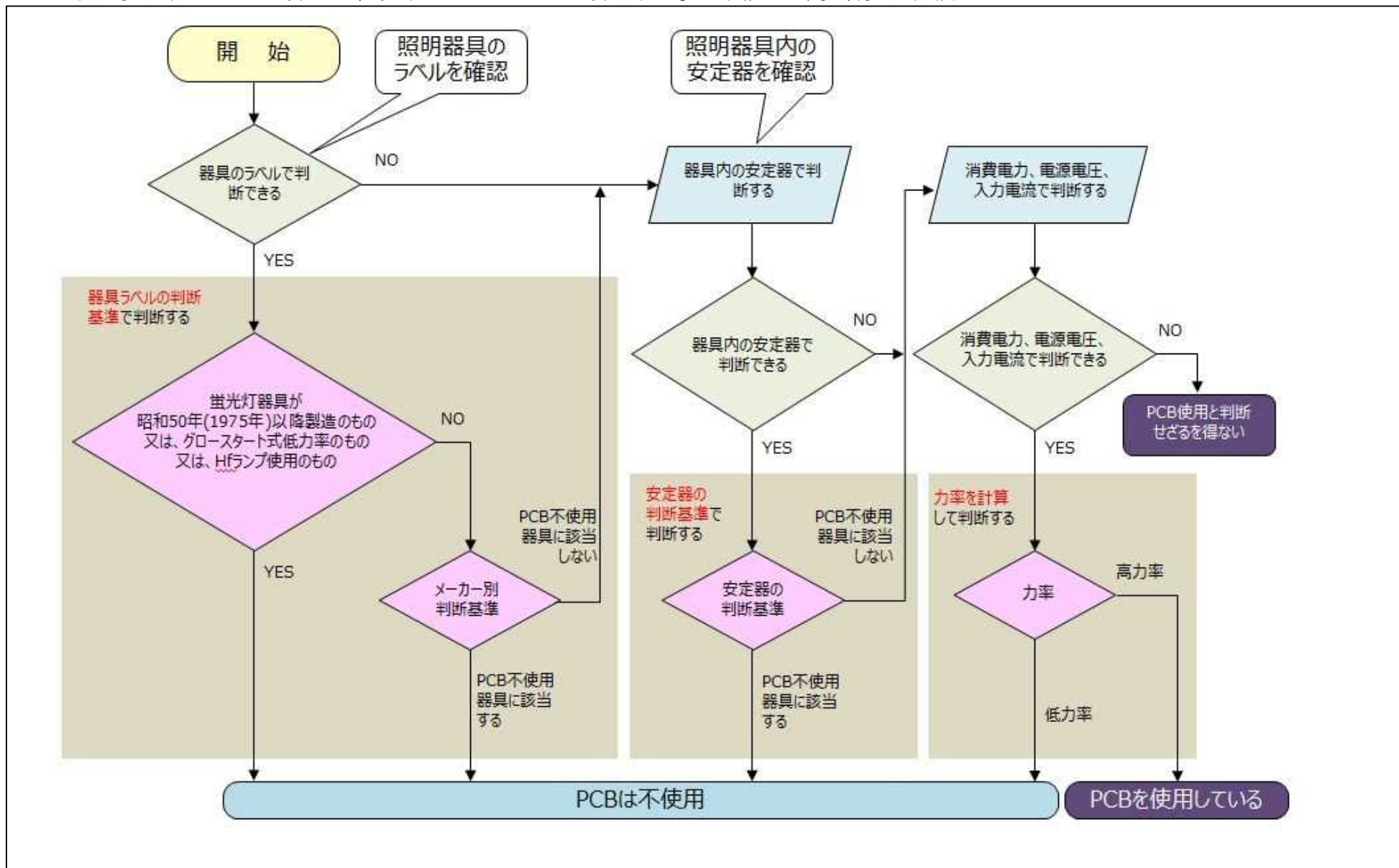
(参考様式) 安定器調査結果一覧表

申請者の氏名又は名称	大分県
工作物等の所在地	大分市大手町3丁目1番1号

付与した番号	照明器具の種類	型番	製造年月	製造番号	製造者名	力率	PCB使用安定器かどうか	保管中・使用中の別	備考
水銀灯1	水銀灯								
水銀灯2	水銀灯								
蛍1F-1	蛍光灯								
.....									
蛍2F-1	蛍光灯								
蛍2F-2	蛍光灯								
蛍2F-3	蛍光灯								
.....									
蛍2F-27	蛍光灯								

(4) PCB 使用安定器の確認方法

PCB 使用安定器であるか否かは、以下のフローにより判断する。 出典：環境省安定器調査マニュアル



(5) 照明器具のラベルによる判定方法

安定器は照明器具の内部に取り付けられており、外部から確認することはできない。照明器具にラベルが添付されている場合は、ラベルを撮影し、ラベルに記載された「製造者名」「種類」「力率」「製造年」等から PCB 使用安定器か否かを判定する。

(照明器具のラベルの撮影の例)

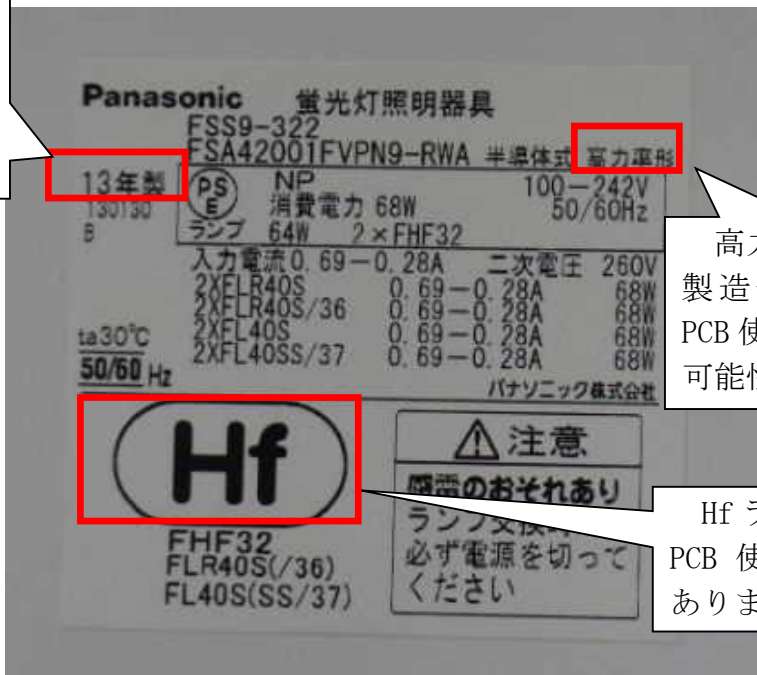
照明器具の反射板等に張られているラベルを撮影する。記載内容がはっきり分かるように写真を撮影すること。



ラベルは、照明器具の反射板に張られていることが多い。



2013年製です。1975年以降に製造されているので、PCB 使用安定器ではありません。



高力率形です。製造年によっては PCB 使用安定器の可能性もあります。

Hf ランプです。PCB 使用安定器ではありません。

以下に示す照明器具については、メーカーを問わず、PCB 使用安定器ではないとされている。ただし、改造や修理で、機器の内部に安定器が残されてケースも確認されており、注意が必要である。

- ・昭和 48 年 (1973 年) 以降に製造された蛍光器具
- ・低力率型 (85% 未満) の照明器具 (一般家庭用の蛍光器具を含む)
- ・Hf ランプ使用の照明器具

以下の表に記載された照明器具については、PCB 使用安定器ではないとされているが、詳細は各製造者に問い合わせ確認すること。

【参考情報 PCB 使用安定器が使われていない照明器具の一例】

	製造者名	PCB 使用安定器に該当しないもの
1	岩崎電気株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年が昭和 47 年 9 月以降の器具 ・内蔵安定器を示す形式に「GL」、「GH」を含む器具 ・「PF」から始まる形式の器具
2	NEC ライティング株式会社 【旧新日本電気】	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年が昭和 47 年 9 月以降の器具 ・社名が「NEC ホームエレクトロニクス」、「日本電気ホームエレクトロニクス」、「日本電気シルバニア」又は「NEC ライティング株式会社」の器具 ・型番末尾が「A、B、C 又は D」（グロー低力率型）、及び「AE、BE、CE 又は DE」（ラピッド省電力型）の器具
3	オーデリック株式会社 【旧オーヤマ照明】 【旧大山電機工業】	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年が昭和 47 年 9 月以降の器具 ・社名が「オーヤマ照明」又は「オーデリック」の器具 ・型番の最初が「F」の器具
4	コイズミ照明株式会社 【旧小泉産業株式会社】	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB 使用器具を販売していない
5	星和電機株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年が昭和 47 年 9 月以降の器具 ・低力率タイプの器具
6	大光電機株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年月が昭和 47 年 9 月以降の器具 ・低力率タイプの器具 ・型番が D から始まるアルファベット 3 桁の器具
7	東芝ライテック株式会社 【旧東京芝浦電気】 【旧和光電気】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「東芝電材株式会社」又は「東芝ライテック株式会社」の器具 ・形名に「GL」又は「RL」が付いている器具 ・形名の数字表記部分が 5 桁の器具
8	日立アプライアンス株式会社 【旧日立照明】 【日立製作所】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「日立アプライアンス」、「日立ライティング」又は「日立照明」の器具 ・製造年月が昭和 48 年以降の器具及び製造年が記載されていない器具 ・低力率タイプの器具 ・内蔵安定器を示す形式が「F」、「LF」、「LH」、「LHC」、「LS」、「LSC」、「RF」、「RH」、「RS」、「RSC」以外の器具
9	パナソニック株式会社 【旧松下電器産業】 【旧松下電工】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「パナソニック電工」又は「パナソニック」の器具 (※ 旧三洋電機株式会社の安定器は、パナソニック株式会社のホームページに掲載された情報により判定)
10	三菱電機照明(株) 【旧三菱電機】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「三菱電機照明」の器具 ・器具型番末尾が「E」又は「EF」の器具 ・低力率タイプの器具 ・円形蛍光灯の器具
11	山田照明株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・40W1 灯用 100V/0.5A 以上、200V/0.25A 以上、40W2 灯用 100V/1A 以上、200V/0.5A 以上) の低力率器具

(6) 安定器の銘板による判定方法

照明器具のラベル調査により、PCB 使用安定器ではないことが確認できない場合は、安定器の銘板を撮影し、銘板に記載された「製造者名」「種類」「力率」「製造年月またはロット番号」等から PCB 使用安定器か否かを判定する。

以下の手順により安定器の銘板が確認できた場合は、各製造者の問い合わせ窓口にお問い合わせることにより、PCB 使用安定器であるか否かを確認する。

なお、一般社団法人日本照明工業会のホームページにも概略が掲載されているので、参考にすること。(http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm)

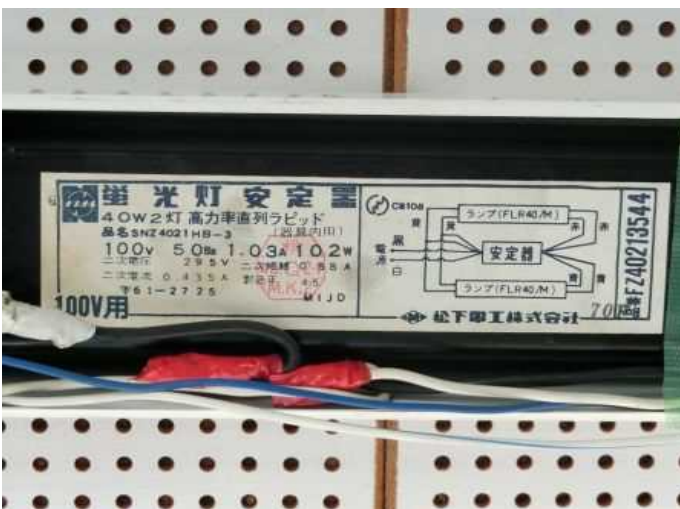


照明器具の電源を切った後、脚立等を使用して、照明器具のカバーと反射板を取り外す。

原則として、労働安全衛生規則に基づく墜落等による危険の防止措置等を講じてから作業を行うこと。



安定器の銘板が確認できる状態になったら、安定器の銘板の文字が鮮明に確認できるように撮影を行う。



この写真の場合、

- ・製造者は「松下電工株式会社」
- ・品名は「SNZ4021HB-3」
- ・型番は「FZ40213544」
- ・「PCB を使用していません」の表示なし

のため、ロット番号を確認
→ **PCB 使用安定器**である。

(7) 力率による判定方法

製造者等から PCB 使用安定器に関する情報が得られない場合、銘板に記載された力率を確認し、高力率(0.85 以上)であるか否かにより、PCB 使用安定器か否かを判定する。

銘板に力率が明記されていない場合は、「消費電力」「入力電圧」「入力電流」から力率を計算し、高力率(0.85 以上)であるか否かにより PCB 使用安定器か否かを判定する。

(力率の計算方法について)

力率とは、交流電力の効率に関する指標で、皮相電力に対する有効電力の割合である。

$$\text{力率} = \frac{\text{(有効電力)}}{\text{(皮相電力)}} = \frac{\text{(有効電力 W)}}{\text{(電圧 V) × (電流 A)}}$$

安定器の銘板に記載された情報から、以下の①または②の方法により力率を計算する。

① 銘板の消費電力から力率を計算する方法

「消費電力 W」が表示されている場合は、以下の式により力率を計算する。

$$\text{力率} = \frac{\text{(消費電力 W)}}{\text{(入力電圧 V) × (入力電流 A)}}$$

② 照明器具の消費電力と電力損が記載された安定器の力率を計算する方法

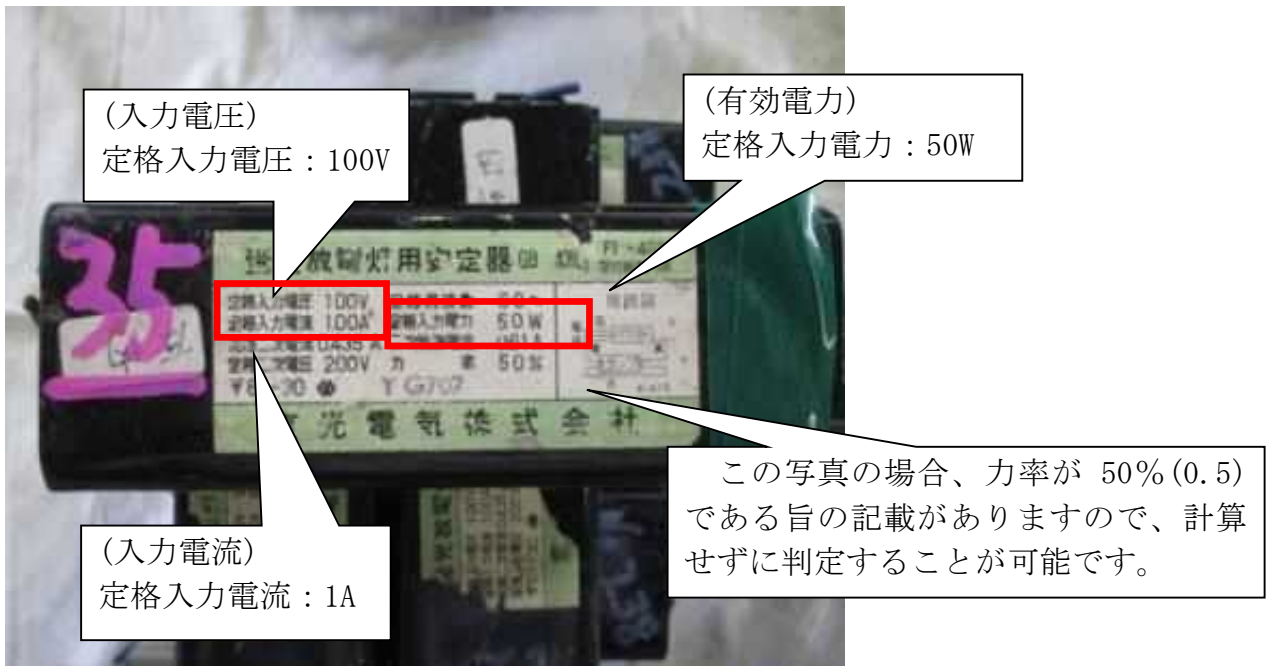
まれに、「当該安定器に適合する照明器具の消費電力」と「電力損」が併記されている銘板がある。この場合は、以下の式により力率を計算する。

$$\text{力率} = \frac{\text{(照明器具の消費電力 W)} + \text{(電力損 W)}}{\text{(入力電圧 V) × (入力電流 A)}}$$

計算式の記号	表示事項名の例	実際の表示例
入力電圧 (V: ボルト)	「入力電圧」	「定格入力電圧 100V」 「定格一次電圧 200V」
	「電源電圧」	
	「一次電圧」	
入力電流 (A: アンペア)	「入力電流」	「定格入力電流 0.9A」 「定格一次電流 420mA」 → 0.42A です。
	「一次電流」	
消費電力 (W: ワット)	「消費電力」	「消費電力 50W」 「定格入力電力 55VA」
	「入力電力」	
適合する照明器具の 消費電力(W: ワット)	「適合ランプ」	「適合放電管 FLR40W×1」 → 40W です。 「適合ランプ FLR20W×2」 → 20×2=40W
	「適合放電管」	
電力損 (W: ワット)	「損失電力」 「電力損」	「電力損 5W」

※ 銘板に記載されている以下の数値については、今回の計算では使用しません。
「二次電圧」「二次電流」「短絡電圧」「周波数」

(※ 具体的な計算の例 1)

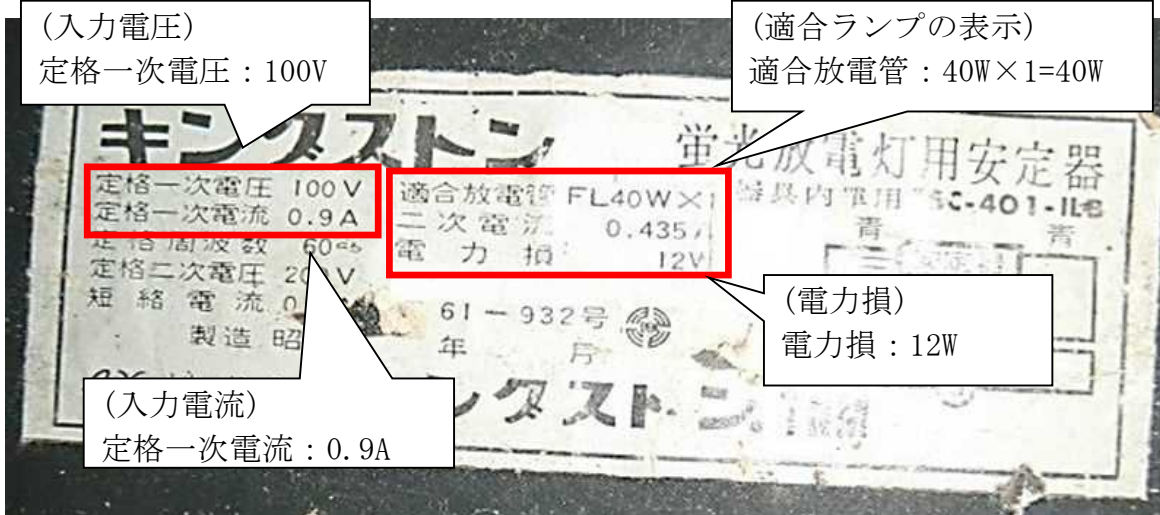


式①により、力率を計算する。

$$\text{力率} = \frac{\text{(消費電力 W)}}{\text{(入力電圧 V)} \times \text{(入力電流 A)}} = \frac{\text{(50W)}}{\text{(100V)} \times \text{(1A)}} = \frac{0.5}{(50\%)}$$

力率が 0.5 なので、PCB 使用安定器ではありません。

(※ 具体的な計算の例 2)

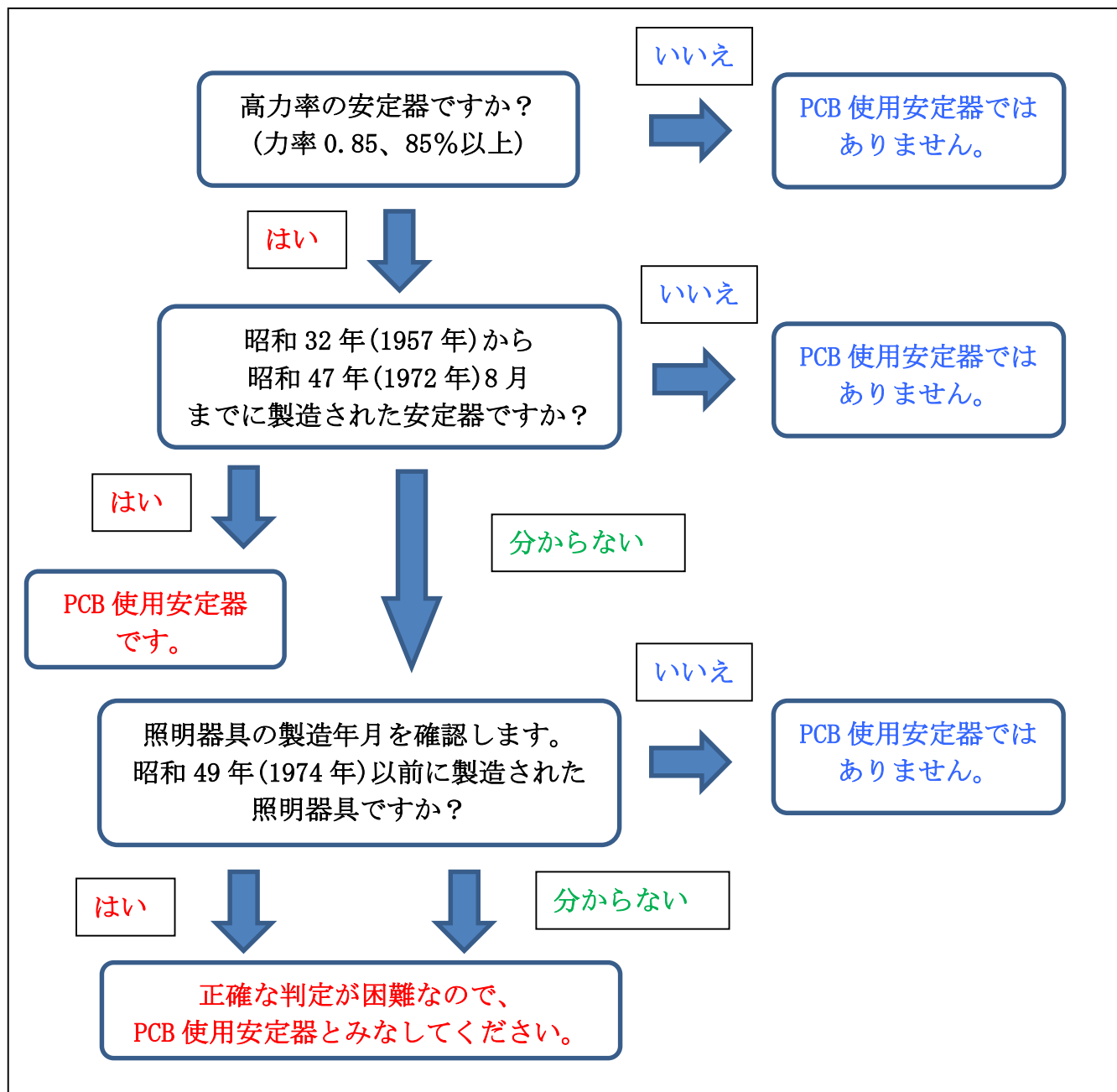


式②により、力率を計算する。

$$\text{力率} = \frac{\text{(有効電力 W)} + \text{(無効電力 W)}}{\text{(入力電圧 V)} \times \text{(入力電流 A)}} = \frac{\text{(40W)} + \text{(12W)}}{\text{(100V)} \times \text{(0.9A)}} = \frac{0.58}{(58\%)}$$

力率が 0.58 なので、PCB 使用安定器ではありません。

力率を計算したら、以下の判定フローから、PCB 使用安定器に該当するか否かを判定する。



(8) 安定器の銘板が確認できない場合

1977 年 3 月以前の工作物等であり、安定器を交換した履歴が確認できない場合は、PCB 使用安定器とみなす。

(9) 安定器調査結果一覧表の作成

(1)～(8)の作業を照明器具 1 台ごとに繰り返し、安定器調査結果一覧表に確認結果を転記する。

参考情報 PCB 使用安定器が発見された事例について

昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建てられた工作物等について、以下のような箇所で PCB 使用安定器が残置されていることが確認されていますので、調査時に留意してください。

(1) 天井裏や壁際、梁

事務室の天井裏や工場の壁際・梁に安定器が設置されている場合があります。また、照明設備を更新した施設で安定器が残置されている場合もあります。

(2) 照明器具内

LED ランプに交換している場合においても、器具内に PCB 使用安定器が残置されている場合があります。

(3) エレベータ

エレベータの照明に、PCB 使用安定器が使用されている場合があります。

(4) 敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明

敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明に、PCB 使用安定器が使用されている場合があります。

(5) 屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等

過去に取り外された PCB 使用安定器が、屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等、普段邪魔にならない場所に保管されている場合があります。

(6) 利用されていない施設の照明等

利用されていない建物の中に保管・使用されている場合があります。また、使われていない照明器具の中に保管されている場合があります。